労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、神奈川県電気機械器具製造業最低工賃（平成30年神奈川労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年７月21日　　神奈川労働局長　宿里　明弘

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　神奈川県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　　格	金　　額
シールド線	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき　１円48銭
リード線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう。）	10センチメートル以上の長さのリード線について行うもの	１か所につき　65銭
コネクター	差し（コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１か所につき　75銭
		１芯のシールド線について行うもの	１か所につき　81銭
		２芯のシールド線について行うもの	１か所につき　85銭
	束線（コネクターに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。）		１か所につき　２円23銭
電気部品（印刷回路基板に用いるものに限る）	足の曲げ	２本のリード線について行うもの	１個につき　１円59銭
	チューブ挿入（電気部品の足にビニールチューブを挿入することをいう。）	２個のチューブを挿入するもの	１個につき　１円62銭
印刷回路基板	部品差し	１本の端末について行うもの	１個につき　81銭
		２本のリード線について行うもの	１個につき　１円27銭
		３本のリード線について行うもの	１個につき　１円56銭

４　効力発生の日　令和８年８月20日

国家試験

令和８年公認会計士試験論文式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和８年８月21日、22日及び23日に施行する令和８年公認会計士試験論文式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和８年７月21日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試　験　場）
関東財務局	東京都千代田区神田三崎町１丁目３番２号　日本大学経済学部
近畿財務局	大阪市北区中之島５丁目３番51号　大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）
北海道財務局	北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	宮城県仙台市若林区卸町２丁目15番地の２　産業見本市会館サンフェスタ
東海財務局	愛知県名古屋市北区名城３丁目１番１号　愛知学院大学名城公園キャンパス
北陸財務局	石川県金沢市新神田４丁目３番10号　金沢新神田合同庁舎
中国財務局	広島県広島市中区幟町１番５号　叡啓大学
四国財務局	香川県高松市寿町２丁目４番20号　高松センタービル
九州財務局	熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎
福岡財務支局	福岡県福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号　南近代ビル
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎